

不妊治療に関する支援のあり方についての論点

不妊治療に関する支援のあり方の基本的考え方

→第3回

論点① 妊娠や不妊に関する知識の普及啓発、相談・支援の充実

→第3回

(1) 妊娠や不妊に関する知識の普及・啓発

- 年齢層に応じて、どのような内容を普及啓発していけばよいか。
- 普及啓発は、どのような場で、どのような手段で行えばよいか。

(2) 相談・支援の充実（不妊専門相談センターのあり方）

- 不妊専門相談センターを、相談を希望する者のニーズに沿ったものとするためには、運営をどのように見直していけばよいか。（相談方法、開設日数、開設場所 等）
- 不妊専門相談センターについて、利用希望者により広く知ってもらうために、どのように周知を図ればよいか。

論点② 特定治療支援事業の実施医療機関の要件、情報の取扱い

→第3回

- より安全な不妊治療、出産を実現するとともに、公的助成事業としてより適切なものとする観点から、実施医療機関の要件等はどのようにすべきか。

(1) 実施医療機関の人員要件や安全管理体制等

① 人員要件

- 不妊治療に従事する産婦人科医や看護師の専門性を高めるための専門資格の取得を実施医療機関の基準にどのように位置づけていくべきか。（生殖医療専門医、母性看護専門看護師、不妊症看護認定看護師等の各学会の専門資格の取得等）
- 不妊治療を受ける者に対する相談・支援を充実させるための人員配置を実施医療機関の基準にどのように位置づけていくべきか。（いわゆるコーディネーター、カウンセラー）
- 治療件数に応じた基準を考えるべきではないか。

② 安全管理体制等

- 安全管理のための取組を実施医療機関の基準にどのように位置づけていくべきか。（例：器具等の識別、「1操作1患者」やダブルチェックの徹底）

(2) 実施医療機関の情報の取扱い

- 治療希望者の医療機関選択に資するため、情報の客観性、正確性の確保に留意しつつ、不妊治療を実施する医療機関に関する情報をどのように取り扱うべきか。（治療件数、治療費、設備・人員配置等）

論点③ 特定治療支援事業の助成対象範囲

→第4回

- より安全な不妊治療、出産を実現するとともに、公的助成事業としてより適切なものとする観点から、不妊治療に対する費用助成は、どのような範囲とすればよいか。
 - ・ 通算助成回数や年間助成回数
 - ・ 通算助成期間
 - ・ 助成対象年齢
 - ・ 経過措置